

団体利用予約について

○団体での利用には事業所単位での予約が必要です

【利用の種類】

「貸切利用」…1つの部屋のみを貸し切りで利用する。(対象はアリーナと会議室のみ)

「個人利用」…全ての部屋を利用することができる。(貸し切りではなく他の利用者と共同での利用となる)

※全館を貸切にすることは原則不可

【予約について】

・野洲市内の団体は利用希望日の属する月の6カ月前の1日から、野洲市以外の団体は3カ月前の1日から予約を取ることができます。

・仮予約については電話でも受け付け可能ですが、仮予約後1週間以内を目安に窓口にて本申請をしてください。

・次年度の予約については、2月1日から受け付けます。ただし、2月1日については電話での仮予約は不可とし、窓口での直接申請のみ受け付けます。

・予約可能枠は各事業所ごとに月2枠までとし、空きがあれば利用希望日の属する月の1カ月前の1日から3枠目以降を受け付けます。

・1枠は4時間以内とし、5時間以上の利用を希望される場合は2枠分の予約となります。

【減免対象について】

野洲市内の団体は減免制度が利用できます。

減免制度の利用には事前申請が必要となり、対象は次の全てを満たしている団体です。

- ① 主たる事務所または活動拠点が野洲市内にあること
- ② 団体の会員の半数以上が野洲市内に在住または在勤していること

注意点

- ・減免申請は運営会社単位ではなく、各事業所単位で提出が必要です。
(運営会社が野洲市内であっても、事業所の所在地が野洲市内でなければ減免対象外です)
- ・減免申請時に団体のメンバー構成表(別紙)の提出が必要です。